（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部改正）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号ホを次のように改める。

ホ　次のいずれにも該当しないこと。

(1)　法第十一条の規定により認定を取り消され、又は第九条の二の規定による辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から起算して三年を経過しないこと（当該辞退の日前に女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が定める基準に該当しないことにより、第九条の二の規定による辞退の申出をした場合を除く。）。

(2)　青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）第三条に規定する求人の申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。）。

(3)　法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があること。

第九条の次に次の一条を加える。

（所轄都道府県労働局長に対する申出）

第九条の二　認定一般事業主（法第十条第一項に規定する認定一般事業主をいう。）は、所轄都道府県労働局長に対し、法第九条の認定について辞退の申出をすることができる。

（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号イに次のただし書を加える。

ただし、直近三事業年度新規学卒等採用者の数が三人又は四人の場合にあっては、直近の三事業年度に離職した直近三事業年度新規学卒等採用者の数が一人以下であれば足りること。

第九条第三号ハ中「あること又はその雇用する労働者の数に対する」を「あり、かつ、」に、「一週間当たりの労働時間が六十時間以上であるものの数の割合が二十分の一以下であること」を「一月当たりの時間外労働時間が六十時間以上であるものがいないこと」に改め、同号ニ中「与えられた有給休暇の日数」を「与えられた有給休暇（有給休暇に準ずる休暇として厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定めるものが与えられた場合にあっては、当該休暇を含む。以下このニにおいて同じ。）の日数（有給休暇に準ずるものとして職業安定局長が定めるものにあっては、その雇用する労働者一人当たり五日を上限として算入する。以下このニにおいて同じ。）」に改める。

第十九条第三項中「厚生労働省職業安定局長（次条において「職業安定局長」という。）」を「職業安定局長」に改める。

様式第一号及び第二号を次のように改める。

様式第１号（第８条関係）（第１面から第３面まで）　（日本工業規格Ａ列４）

基準適合事業主認定申請書

申請年月日　平成　　年　　月　　日

都道府県労働局長　殿

事業主の氏名又は名称　　印
（法人の場合）代表者の氏名
主たる事業所　〒
住　　所
電　話　番　号　　（　　）

青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．報告対象期間　　平成　　年　　月　　日から
　　平成　　年　　月　　日まで

２．常時雇用する労働者の数　　人

３．事業所一覧（※本社のほか、支店、支社等本社に属する全ての事業所を記載すること。）

事業所の名称	事業所所在地（住所）	労働保険番号	雇用保険適用事業所番号	事業所番号